

川崎市地域課題対応事業実施指針

はじめに

川崎市は平成17年4月1日から自治基本条例を施行し、平成18年度に各区で区民会議を開始するなど区役所は地域における課題を的確に把握し、区民の参加と協働により、その迅速な解決に努めることが求められてきました。

地域社会の抱える課題に迅速・的確に対応するため、それまで実施してきた「協働推進事業」と「区の課題解決に向けた取組」を平成23年度に「地域課題対応事業」として統合しました。

平成26年度に年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切かつ迅速に対応する「区の新たな課題即応事業」を新設し、平成27年度には区独自事業・局区連携事業の区分を廃止するなど、区の権限強化に向けた取組を進めてきました。

また、平成27年度に策定された「区役所改革の基本方針」においては、3つのめざすべき区役所像の1つとして「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」を掲げ、地域課題対応事業については、『一義的には地域の課題解決を目的に行うものですが、今後は同時に「市民同士が共に支え合う地域づくり」のきっかけとしていくことも目的としながら、区民の参加と協働により事業を実施するもの』とされています。

この事業実施指針は、川崎市地域課題対応事業実施要綱及び上記の経緯に基づき、地域課題対応事業を適正に実施するために策定するものです。

1 事業実施の考え方

(1) 地域課題対応事業（区の新たな課題即応事業を除く。）

ア 区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業を実施します。川崎市自治基本条例の理念である市民自治の確立に向け、区民と行政が課題について共通認識を持ち、お互いの信頼関係を構築しながら事業展開を図ります。

また、「川崎市協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の充実に努めます。

イ 区役所が地域からの視点を活かし、局と連携して地域の課題を解決する事業を実施します。区役所が主体的に関係局と調整するとともに、区役所と局の役割分担を明確にし、事業内容及び事業費について十分精査します。

なお、事業内容等の精査に当たっては、サマーレビュー、主要課題調整及び区課題調整会議等を活用し、総務企画局、財政局、市民文化局と十分に調整することとします。

(2) 区の新たな課題即応事業

年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切かつ迅速に対応する事業を実施します。局と連携した地域の課題を解決に当たっては、区役所が主体的に関係局と調整するとともに、区役所と局の役割分担を明確にし、事業を実施することとします。

2 「川崎市総合計画」との関係性

「川崎市総合計画」の区計画における「地域の課題解決に向けた主要な取組」を各区の地域課題対応事業予算中事業に位置付けます。

3 地域課題対応事業（区の新たな課題即応事業を除く。）を実施する上での留意事項

- (1) 全市一律のサービス水準で実施すべき、対人給付的な事業等については本事業の対象としないこと。
- (2) 区計画等の事業計画に基づく計画的な事業執行をすること。
- (3) 予算の硬直化を防ぎ、新たな課題へ柔軟に対応するため、事業評価を実施し所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。
- (4) 区が主体的に実施する事業であっても、必要に応じて関係局との十分な調整を図ること。特に土木関連事業などハード整備事業については、関係局と十分な調整を行うこと。
- (5) 区役所施設について、法令等に定める建物及び設備の維持・整備、営繕等は、区役所施設整備費、管理運営費で対応すること。
- (6) 公平性や公共性の観点から、受益と負担の適正化を図ることを常に意識し、受益者負担の導入に努めること。
- (7) 市民活動を支援する目的の事業については、事業の性格等を考慮し、あらかじめ適切な支援期間を設け事業の検証を行い、その後は自主運営への移行を促進することで、予算の硬直化を防ぐこと。

なお、市民活動団体の事業等に対する資金面での支援については、原則として「かわさき市民公益活動助成金制度」を活用すること。

- (8) 各種調査は、その後の区政の礎となることから調査実施に当たっては、前回調査からの経年を確認し、アンケート等については回収率を高める工夫をすること。また、局事業関連の調査及び計画策定事業については、事前に関係局との調整を十分にを行い、局事業・計画と齟齬や重複が生じないように、整合性を図るとともに、的確に局と連携して進めること。さらに、調査結果や策定した計画については可能な限り広く周知すること。

4 区の新たな課題即応事業を実施する上での留意事項

- (1) 全市一律のサービス水準で実施すべき、対人給付的な事業等については本事業の対象としないこと。
- (2) 区の新たな課題に対して適切かつ迅速に対応するための予算であることから、参加と協働など、執行体制を問わず事業実施を可能とする。
- (3) 局事業に密接に関わる事業及び局と連携する事業などの実施に当たっては、局と翌年度以降の対応について調整を十分にを行い、区長の責任の下で判断に基づき実施すること。

- (4) 臨時的任用職員賃金については、区の新たな課題に対応するために必要な臨時的任用職員に限定するものとし、任用に当たっては、全区的に影響のあるものは実施しないこと。
- (5) 区長が必要性・緊急性などをもとに判断し、執行に当たっては他の事業と同様に全市的なルールの中で手続きを行い、適切に事業実施をすること。

5 事業計画の策定

公平で公共性の高い事業を実施するため、次の項目について検討し、事業計画を策定します。ただし、区の新たな課題即応事業については、課題の必要性、重大性、緊迫性などにより適宜判断します。

(1) 事業目的

どのような地域の課題や区民ニーズ等に基づいて事業を実施するのか明確にします。

また、事業を実施することにより、何を達成させるのか、可能な限り定量的（定量的に表すことが難しい事業にあつては、他との比較等により）に明らかにします。

(2) 計画期間及び実施目標

複数年度にわたる事業については、始期と終期を明らかにし、事業全体の計画に加え各年度の実施目標や計画も明らかにするものとします。

(3) 事業内容

具体的な事業内容を明らかにします。

(4) 実施手法

事業の目的を踏まえ、効率的、効果的な手法により事業を実施します。また、現在の区の体制で実施可能であることが前提であることから、限られた予算や人員等を効果的に用いるため、区民や市民活動団体等が主体となった取組との連携をこれまで以上に図り、区民との役割分担を明確にすることで、事業や予算の硬直化を防ぎます。

(5) 事業費

事業実施に当たって、適正な経費を積算し、事業費の有効活用を図るものとします。また、積極的に歳入の確保に努めるものとし、補助金・交付金による歳入及び市有財産の有効活用による広告収入などの歳入を特定財源として地域課題対応事業費に上乗せできるものとします。

6 事業評価

上記2の「川崎市総合計画」の区計画における「地域の課題解決に向けた主要な取組」は、「事務事業評価シート（地域課題対応事業用）」によって進行管理・評価を行います。

また、個別の事業の評価については、市の事務事業と同様、PDCAマネジメントサイクルを確実に機能させるため、必要に応じて「地域課題対応事業評価シート（〇〇区）」（別紙様式1）によって実施します。

同様式を用いて、年度当初に各事業の目標を設定し、事業の終了後は、評価指標をもと

に事業が効率的・効果的に実施できたかどうかの評価を行います。それを事業の実施方法や内容の見直しに反映させていきます。

また、区政の透明性を向上させ、区民への説明責任を果たすため、事業計画や経過、評価等については、市政だより区版やインターネット等を活用し、区民に対して積極的に情報提供を行うものとします。

附 則

この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

年度 地域課題対応事業評価シート(〇〇区)

地域課題対応事業 予算コード					地域課題対応事業 予算小事業名称					
款	項	目	大	中	小					
担 当			所属コード		所属名			担当者	連絡先	
事業の概要										
事業の概要										
実施期間		事業開始年度		事業終了年度		予算中事業				
		—		—						
地域の課題と現状										
予決算 (単位:千円)	年度	年度		年度		年度		年度		
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
	事業費									
	財源内訳	国庫支出金								
		市債								
		その他特財								
		一般財源								
計画 (Plan)										
事業の目的										
今年度の事業の取組内容										
実施結果 (Do)										
上記取組内容に対する達成度		1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った								
取組内容の実績等										
数値で把握することが可能な取組		指標分類	指 標			年度	年度	年度	年度	単位
		1				目標				
						実績				
		2				目標				
						実績				
	3				目標					
					実績					
	4				目標					
					実績					
評価 (Check)										
事業を取り巻く社会環境の変化										
事業の見直し・改善内容		☐ 実施 (直近) 年度 ☐ 今後実施 (年度から)								
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載										
評価項目						評価				
必要性	事業を取り巻く社会環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか					a. 薄れていない				
	評価の理由					b. 薄れている				
有効性	活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか					a. 上がっている				
	評価の理由					b. 上がっていない				
効率性	事業の成果を維持しながら、役割分担、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性がある。					a. 可能性はない				
	評価の理由					b. 可能性はある				
改善 (Action)										
今後の事業の方向性		方向性区分		方向性	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性					
		I. 現状のまま継続 II. 見直し・改善のうえ継続 III. 事業終了								